

令和3年度事故防止対策支援推進事業  
(運行管理の高度化に対する支援)  
募集要領

国土交通省  
自動車局安全政策課

# 目次

1 . 補助事業の概要	1
(1) 補助内容	
(2) 補助対象事業者	
(3) 補助対象機器	2
① 国土交通大臣が選定したデジタル式運行記録計	
①-1 補助対象とする機器の例	
ア. デジタル式運行記録計に係る車載器	
イ. デジタル式運行記録計に係る事業所用機器	
①-2 補助対象外とする例	
② 国土交通大臣が選定した映像記録型ドライブレコーダー	3
②-1 補助対象とする例	
②-2 補助対象外とする例	4
③ 国土交通大臣が選定した一体型のデジタル式運行記録計・ 映像記録型ドライブレコーダー	
③-1 補助対象とする例及び補助対象外とする例	
(4) 補助対象機器の導入対象期間	
(5) 補助率	5
(6) 補助採択の方針	
2 . 補助金交付までの流れ（フローチャート）	6
3 . 補助金交付申請兼実績報告書の提出	
(1) 補助金交付申請書兼実績報告書の提出	
(2) 申請に必要な書面	7
(3) 申請書の提出部数	8
(4) 補助金交付申請書兼実績報告書の受付・審査	
(5) 補助金交付申請書兼実績報告書の受付・審査	
(6) 補助金の交付決定及び額の確定	
(7) 補助金の交付決定及び額の確定通知	
4 . 補助金交付申請兼実績報告書の受付期間等	9
(1) 申請受付期間	
(2) 申請受付窓口	
(3) 申請受付方法	
(4) 申請受付時間	
5 . 注意事項	
6 . 補助金交付申請等の窓口	10

# 令和 3 年度事故防止対策支援推進事業 (運行管理の高度化に対する支援) 募集要領

## 1. 補助事業の概要

### (1) 補助内容

自動車運送事業者や運行管理者が、デジタル式運行記録計及び映像記録型ドライブレコーダーから取得した事業用自動車の運行にかかる情報を活用して、運転者への安全指導を行う等により安全性向上が図られることから、これらの機器の普及促進を目的として導入の支援を行う。

### (2) 補助対象事業者

次の①又は②の事業を営む法人又は個人の者とする。

- ① 一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、又は特定貨物自動車運送事業を経営する者であって、以下のいずれにも該当する者。

ア. 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる中小企業者（※）、または中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に掲げる事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合である者（以下「中小企業者等」という。）

※中小企業は、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・ 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社
- ・ 常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人

イ. 申請する日から過去 3 年の間において、行政処分（道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法のいずれかに基づくもの。ただし、警告及び勧告は含まない。）を受けていない者

「行政処分」の情報については、以下の国土交通省ホームページで検索することができます。

○事業者の行政処分情報検索（国土交通省）

パソコン版 <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/cgi-bin/search.cgi>

スマートフォン版 [https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/cgi-bin/search\\_sp.cgi](https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/cgi-bin/search_sp.cgi)

スマートフォン版



ウ. 申請時点において、機器を取り付ける車両の所属する営業所の届出（認可）車両数が 5 両以上である者（個人タクシーを除く。）

- ② ①の事業を営む者にデジタル式運行記録計又は映像記録型ドライブレコーダーを貸し渡す者（リース事業者）

### (3) 補助対象機器

次の①、②及び③の機器とする。ただし、過去に取得し、本補助対象事業の交付を受けた機器（支援を受けようとする機器と同一種類のものに限る。）が設置されている、又は設置されていた事業用自動車に対して設置された次の①から③の車載器及びカメラを除く。

#### ① 国土交通大臣が選定したデジタル式運行記録計

別紙 1「令和3 年度選定運行管理の高度化に対する支援事業にかかる対象機器概要」①に掲げる機器であって、事業用自動車に取り付けられた以下に該当するもの。

- ア. デジタル式運行記録計に係る車載器（車両 1 両あたり 1 台に限る。）
- イ. デジタル式運行記録計に係る事業所用機器

#### ①-1 補助対象とする機器の例

##### ア. デジタル式運行記録計に係る車載器

運行データを作成するために必要なセンサー、運行データを作成するための装置、センサーと運行データを作成するための装置を接続する部分、事業所用機器に運行データを記録又は伝達するための装置等で構成される一連の機器（機器本体、操作機器（操作パッド）・表示器、メモリーカード（※1）、センサー（※2）、ハーネス（※2）、通信機器、映像カメラ、取付キット、取付工事又は設置に係る費用を含む。）

※1 メモリーカードは、車載器 1 台につき1 枚とする。

※2 温度センサーやE T C 等運転者の運転操作や運行内容に関わらない情報を取得するセンサーやこれに繋ぐハーネス等の部品は、対象外とする。

##### イ. デジタル式運行記録計に係る事業所用機器

運行データを事業所で読み出すための専用の読取装置、運行データを分析し、運行管理及び安全運転の指導に活用するためのソフトウェア等で構成される一連の機器（事務所用機器ソフト及びリーダーライター等の周辺機器、インストール、設定や設置に係る費用を含む。）

#### ①-2 補助対象外とする例

- ア. パソコン、プリンター、スマートフォン、映像再生装置等の専ら当該事業の目的以外で使用する機器類
- イ. 機器購入に係る送料、手数料及び交通費
- ウ. 設置後のメンテナンスやバージョンアップ、機器やソフトの取扱方法の説明や指導に係る費用
- エ. 事務所の通信費や電気代等の経費

- オ. 補助対象事業者以外の者が購入したもの
- カ. 中古で購入したもの
- キ. 過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援機器として申請したもの
- ク. その他補助事業に関わりがないもの

## ② 国土交通大臣が選定した映像記録型ドライブレコーダー

別紙1「令和3年度選定運行管理の高度化に対する支援事業にかかる対象機器概要」②に掲げる機器であって、以下に該当するもの（一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車（以下「貸切バス」という。）に備え付ける場合を除く。）。

- ア. 映像記録型ドライブレコーダーに係る車載器（車両1両あたり1台に限る。）
- イ. 映像記録型ドライブレコーダーに係るカメラ（一般乗合旅客自動車（高速乗合バス※3を除く。以下「路線バス」という。）に車内の状況を撮影するために追加で取り付けるものであって、車両1両あたり2台までに限る。）
- ウ. 映像記録型ドライブレコーダーに係る事業所用機器

※3 高速乗合バスとは、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に規定する路線定期運行であって、同規則第10条第1項第1号口の運賃を適用するものをいう。以下この要領において同じ。

### ②-1 補助対象とする例

#### ア. 映像記録型ドライブレコーダーに係る車載器

加速度等を検知するためのセンサー、強い加速度等が発生した場合にその前後一定時間の画像を撮影する装置、撮影した情報、撮影を行った時間、及び撮影を行った時点の加速度等を記録又は伝達するための装置、センサー及び画像を撮影する装置と撮影した情報を記録又は伝達するための装置を接続する部分等で構成される一連の機器（機器本体、操作機器（操作パッド）、メモリーカード（※4）、センサー（※5）、ハーネス（※5）、通信機器、映像カメラ、取付キット、取付工事又は設置に係る費用を含む）。

また、車載器を取得する際には、各事業の種類ごとに、以下の映像を撮影できるよう各車両にカメラを設置するものであること。

- a. 一般旅客自動車運送事業（貸切バスを除く。）及び特定旅客自動車運送事業：車両前方の道路及び交通状況並びに車両前方から車内の状況
- b. 路線バス：aに加え、車両中央付近から車内後方の状況
- c. 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業：車両前方の道路及び交通状況

※4 車載器1台につき1枚までとする。

※5 温度センサーやETC等運転者の運転操作や運行内容に関わらない情報を取得する部品やこれに繋ぐ配線等は対象外とする。

イ. 映像記録型ドライブレコーダーに係るカメラ

強い加速度等が発生した場合にその前後一定時間の画像を撮影するカメラ及び当該装置と車載器本体を接続する一連の機器（配線、取付キット又は取付工事に係る費用）。また、当該カメラは次のいずれかの映像を撮影できるように取り付けられるものであること。

- a. 車両前方から車内の状況
- b. 車両中央付近から車内後方の状況

ウ. 映像記録型ドライブレコーダーに係る事業所用機器

車載器において記録又は伝達した撮影情報等を事業所で読み出すための専用の読取装置、撮影情報等を分析し、運行管理及び安全運転の指導に活用するためのソフトウェア等で構成される一連の機器（事務所用機器ソフト及びリーダーライター等の周辺機器、インストールや設定に係る費用を含む）

②-2 補助対象外とする例

ア. 上記 1. (3)②イの撮影状況以外の状況を撮影するカメラ

（例. 車両後方の状況を撮影するカメラ 等）

- イ. パソコン、プリンター、スマートフォン、映像再生装置等の専ら当該事業の目的以外で使用する機器類
- ウ. 使用方法の説明会や指導に係る費用
- エ. 機器購入に係る送料、手数料及び交通費
- オ. 設置後のメンテナンスやバージョンアップ、指導に係る費用
- カ. 事務所の通信費や電気代等の経費
- キ. 補助対象事業者以外の者が購入したもの
- ク. 中古で購入したもの
- ケ. 過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援機器として申請したもの
- コ. その他補助事業に関わりがないもの

③ 国土交通大臣が選定した一体型のデジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダー

別紙 1「令和 3 年度選定運行管理の高度化に対する支援事業にかかる対象機器概要」③に掲げる機器であって、以下に該当するもの。

ア. デジタル式運行記録計及び映像記録型ドライブレコーダーの一体型（以下「一体型」という。）に係る車載器（車両 1 両あたり 1 台に限る。）

イ. 一体型に係る事務所用機器

③-1 補助対象とする例及び補助対象外とする例

ア. ①デジタル式運行記録計及び②映像記録型ドライブレコーダーに準ずる。ただし、メモリーカードについては、車載器 1 台につき 2 枚までとする。

イ. 過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援機器として申請したもの

#### (4) 補助対象機器の導入対象期間

令和3年4月1日(木)～令和4年1月31日(月)(申請受付期間の途中で募集を終了する場合はその最終日)までの間に、補助対象機器を購入し取付けたうえ支払いまで終了(事業が完了)しているもの。

#### (5) 補助率

取得に要する経費の1/3(100円未満の端数が発生した場合には100円未満の金額を切り捨てる)。また、補助限度額を下記の通り定める。

- ① デジタル式運行記録計に係る車載器1台あたり：3万円
- ② デジタル式運行記録計に係る事業所用機器1台あたり：10万円
- ③ 映像記録型ドライブレコーダーに係る車載器1台あたり：2万円  
(ただし、路線バスについては2万5千円)
- ④ 路線バスに既に設置されている映像記録型ドライブレコーダーに追加で取り付けるカメラ1台あたり：5千円
- ⑤ 映像記録型ドライブレコーダーに係る事業所用機器1台あたり：3万円
- ⑥ 一体型：車載器1台あたり5万円、事業所用機器1台あたり：13万円  
(ただし、路線バスに取り付ける車載器については1台あたり5万5千円、貸切バスに取り付ける車載器については1台あたり3万円、貸切バス事業者が導入した事務所用機器については10万円)
- ⑦ 補助対象事業者(補助対象事業者がリース事業者である場合は、貸渡し先の自動車運送事業者)あたりの上限は80万円。

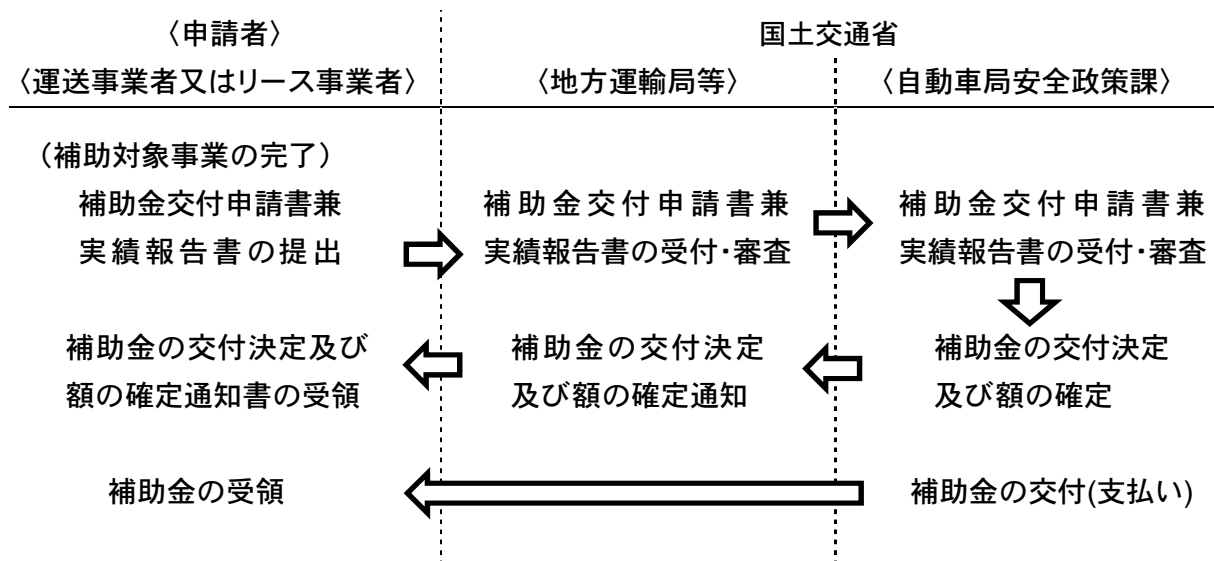
#### (6) 補助採択の方針

補助対象事業者は、当該補助金の交付申請を行う場合は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。ただし、補助対象事業者がリース事業者の場合にあっては、次の①、④、⑤及び⑦は、貸渡し先の自動車運送事業者とする。

- ① 旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針(平成18年9月19日付国土交通省告示第1087号)又は貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針(平成18年9月19日付国土交通省告示第1090号)に基づく安全マネジメントに関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標・計画を策定していること。
- ② 補助対象事業者がリース事業者である場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先へのリース料金の総額について、補助金の適用を受けない場合の通常料金の総額と補助金の適用を受けた場合の料金の総額との差額が、補助金額以上であること。
- ③ 補助対象事業者がリース事業者である場合は、補助対象となる機器のリース期間が原則として5年以上とし、リース契約期間が5年を満たしていない場合は、その契約期間満了後も取得から5年を満たすまでの間補助対象となる自動車運送事業者に当該機器を確実に貸し渡すことが見込まれること。
- ④ 同一事業において、国が交付する他の補助金(国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。)を受けないこと。

- ⑤ 申請時に 1.(4)の補助対象機器の導入対象期間内に当該補助対象機器を購入し取付を行ったうえで支払いまで終了（事業完了）していること。
- ⑥ 補助対象機器の車両への取付方法及び補助対象機器が取り付けられた車両が道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）に定める基準に適合していること。
- ⑦ 補助事業完了後、国土交通省（国土交通省からの委託を受託した者を含む。）より補助事業実施、効果等に係る調査を行う場合には、当該調査に全面的に協力すること。

## 2. 補助金交付までの流れ（フローチャート）



## 3. 補助金交付申請兼実績報告書の提出

### (1) 補助金交付申請書兼実績報告書の提出

補助金の交付申請書兼実績報告書の提出は、受付期間内に申請書類に必要事項を記載のうえ、最寄りの地方運輸局、運輸支局又は内閣府沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）の受付窓口へ持ち込むか、又は「jGrants」（補助金の申請ができる電子申請システム。）により行うこと。

「jGrants」の申請ページ URL：<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

動作環境（ブラウザ）：InternetExplorer 等の下記以外のブラウザは、申請上のエラー等が生じるので利用しないでください。

- ・ Windows：chrome、firefox、edge(edge の「InternetExplorer モード」は申請上のエラー等が生じるので利用しないでください。)
- ・ macOS：chrome、firefox、safari
- ・ Android：chrome

#### <注意事項>

※法人番号が取得できない方（任意団体等）は「jGrants」による申請は不可。



※「JGrants」を利用するにあたり、gBizIDプライムの取得が必要。

※「JGrants」の利用の有無は採択審査には影響しない。

(2) 申請に必要な書面

- ① 交付要綱（※1）第1の4号様式（自動車事故対策費補助金交付申請書兼実績報告書）
- ② 実施要領（※2）の別紙3（令和3年度自動車運送事業の安全総合対策事業交付申請書兼実績報告書）
- ③ 交付要綱（※1）第10号様式（自動車事故対策費補助金請求書）  
（書面への押印を省略する場合、申請書を受け取った後、電話又はeメールにより担当者に連絡することがありますので、ご了承ください。）

※1 自動車事故対策費補助金交付要綱（令和3年度国土交通省自動車局）

※2 自動車事故対策費補助金交付要綱実施要領（平成10年6月17日自保第128号の2）

- ④ 申請者（申請者がリース事業者の場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先の自動車運送事業者）に関する次の全ての書類の写し
  - ア. 運送事業を営んでいることを証する書類
  - イ. 申請者の資産、負債に関する書類
  - ウ. 中小企業者等であることを証する書類

なお、これらの書類は、旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条又は貨物自動車運送事業報告規則（平成2年運輸省令第33号）第2条に掲げる事業報告書（以下「事業報告書」という。）の直近事業年度分等から「事業概要報告書」、「損益計算書」、「貸借対照表」の写しを添付すること。

- ⑤ 第1号様式（申請者が本補助金の申請をするにあたり必要な事項への宣誓書）
- ⑥ 補助対象機器の購入に係る領収書等の写し（販売店が申請者に発行したものに限る。）
- ⑦ 補助対象経費の明細書の写し  
（販売店が申請者に発行したものに限り、請求書又は納品書でも可。なお、補助対象機器の名称及び型式が記載されていない場合は、機器の仕様がわかる資料（カタログ等）を添付すること。また、一体型に係る車載器の場合、デジタル式運行記録計と映像記録型ドライブレコーダーの各々の台数が記載されたもの。）
- ⑧ 路線バスにおいて映像記録型ドライブレコーダーのカメラ単体のみを申請する場合は、車載器本体及び今回取得したカメラの取付状態並びに取付けたカメラが撮影する方向のわかる写真
- ⑨ （申請者がリース事業者の場合）補助対象機器の賃貸契約書の写し及び貸与料金算定根拠明細書
- ⑩ （申請者がリース事業者の場合）申請者の営む主な事業とその内容（最新の登記事項が記載された履歴事項全部証明書の写し）、資産及び負債についてわかる書類（貸借

対照表及び損益計算書等の写し) (※)

※受付期間内に同一事業者が2件以上の申請を行う場合には、事前に運輸局等又は自動車局安全政策課(以下「安全政策課」という。)に提出することにより、以後の提出を省略することが出来ることとする。

- ⑪ 自動車検査証の写し(事務所用機器のみを申請する場合を除く。申請時点において自動車検査証の有効期間が満了していないこと。)
- ⑫ 補助対象機器の製品番号が不明な場合は、次のものの写真
  - ア. 補助対象機器の写真(車載器又はカメラは車両に取り付けた状態。なお、取り付けたカメラの撮影方向がわかること。)
  - イ. 車載器又はカメラにあつては、上記ア.に加えて車載器又はカメラを取り付けた車両の前後の外観写真。なお、当該車両のナンバープレートが判読できるもの。

### (3) 申請書の提出部数

#### ① 地方運輸局等の受付窓口に申請書を持ち込む場合

(2)の書面のうち、①～③については4部(2部は地方運輸局等分、2部は安全政策課分)、④～⑪については3部(2部は各地方運輸局等分、1部は安全政策課分)提出。詳細は国土交通省ホームページ掲載資料を参照のこと。

#### ② 「jGrants( <https://www.jgrants-portal.go.jp/> )」による電子申請をする場合

「jGrants」(申請方法はjGrants申請ページに掲載されている本補助金に係る電子申請マニュアルを参照のこと。)による電子申請により、電磁的記録による応募を受け付けるとともに、当該申請システムを通じて行われた申請に対しては原則として、当該申請システムで通知等を行う。

#### <注意事項>

※法人番号が取得できない方(任意団体等)は「jGrants」による申請は不可。

※「jGrants」を利用するにあたり、gBizIDプライムの取得が必要。

※「jGrants」の利用の有無は採択審査には影響しない。

### (4) 補助金交付申請書兼実績報告書の受付・審査

申請者から補助金交付申請書兼実績報告書の提出がなされたときは、地方運輸局等において補助金交付申請書兼実績報告書の受付及び審査を行ったうえ安全政策課に進達する。

### (5) 補助金交付申請書兼実績報告書の受付・審査

地方運輸局等から進達があった補助金交付申請書兼実績報告書について、安全政策課において所要の審査を行い、補助対象事業の成果について導入実績を認めたときは、交付すべき補助金の額を確定する。

### (6) 補助金の交付決定及び額の確定

安全政策課において審査を行い、交付すべき補助金の額を確定したときは、自動車事故対策費補助金の交付決定及び額の確定を地方運輸局等へ通知するものとする。

(7) 補助金の交付決定及び額の確定通知

交付決定及び額の確定通知を受けた地方運輸局等は、すみやかに当該申請者へ交付決定及び額の確定通知を行うものとする。

※jGrants を利用して申請した場合は、当該申請システムから通知を行う。

#### 4 . 補助金交付申請兼実績報告書の受付期間等

(1) 申請受付期間

(1 次募集) 令和 3 年 8 月 16 日 (月) ~令和 3 年 9 月 17 日 (金)

※ 1 次募集における申請は、一般貨物自動車運送事業者 (リース契約の相手方となる場合を含む。) に限る。

(2 次募集) 令和 3 年 10 月 4 日 (月) ~令和 4 年 1 月 31 日 (月)

(2) 申請受付窓口

① 申請書類持込み

最寄りの地方運輸局等

※同一事業者において複数の営業所が導入を行う場合は、可能な限り全営業所分を取りまとめうえで申請すること。また、複数回申請を行う場合は、必ず初回に提出した地方運輸局等の受付窓口へ提出すること。

② jGrants

安全政策課

(3) 申請受付方法

地方運輸局等の受付窓口への申請書類持込み (郵送は不可) または電子申請

(4) 申請受付時間

平日の 9 時~16 時 (12 時~13 時を除く)

※jGrants による電子申請の受付時間も同じ

#### 5 . 注意事項

(1) 申請受付期間中であっても、申請状況により予算額を超過することが見込まれる場合には、受付を締め切ることとし、その旨を速やかに国土交通省ホームページで公表します。

(公表場所 <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>)



(2) 申請のあった順に受付を行います。予算額を超過する等の理由により、不受理となる場合があります。

(3) 予算額を超過するおそれがある場合、地方運輸局等の受付窓口へ申請書を持ち込む場合においては、申請時に受付を保留とし、一旦申請書類をお預かりすることがあります。なお、こ

のような処理を行う場合には、地方運輸局等の受付窓口に用意してある「預かり依頼書」に、必要事項を記載の上、提出していただきます。電子申請においては、予算額を超過するおそれがある場合でもシステム上で受付を行うことがありますが、予算額超過後の申請については不受理とさせていただきます。

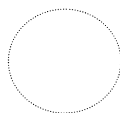
(4) (3)の場合において不受理となる場合、担当者より速やかに連絡します。

(5) 補助金交付申請にあたり、受付担当者から書類の不備等の指摘を受けた場合には、指摘を受けた日から 1 週間以内に不備等を補完してください。1 週間以内に対応できない場合は、提出した当該交付申請を一度取り下げた後に書類の不備を補完した上で再度提出してください。なお、領収書等、支払いに係る書類の添付が確認できないものは、受付を行いませんのでご注意ください。

(6) 補助金交付申請にあたり、手続きに不正が認められた場合には、当該申請書を取り下げてくださいととも、以後の申請を受理しない場合があります。

## 6 . 補助金交付申請等の窓口

補助金交付申請の問い合わせや受付は、地方運輸局等の受付窓口、jGrants を利用した電子申請は安全政策課にて行っております。



国土交通大臣 殿

## 宣 誓 書

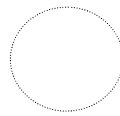
当社は、令和3年度事故防止対策支援推進事業(運行管理の高度化に対する支援に限る)に係る申請において、以下について相違ないことを宣誓いたします。

- 国が交付する他の補助金(国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。以下同じ。)を受けていないこと及び当該補助金の交付を受ける場合には、国が交付する他の補助金を受けません。
- 「旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針」(平成18年9月19日国土交通省告示第1087号)または「貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針」(平成18年9月19日国土交通省告示第1090号)に基づく安全マネジメントを実施し、輸送の安全性の向上に努めています。
- 申請する日から過去3年の間において、行政処分(道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法のいずれかに基づくもの。ただし、警告及び勧告は含まない。)を受けていません。
- 本申請の補助対象機器(車載器)を設置した自動車は、過去に取得し、本補助対象事業の交付を受けた機器(支援を受けようとする機器と同一種類のものに限る。)が設置されている、または設置されていた自動車ではありません。
- 提出した実施要領別紙3のとおり機器を購入・設置し、補助事業が完了しています。
- 補助対象機器の車両への取付方法及び補助対象機器が取り付けられた車両が道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に定める基準に適合しています。
- 補助事業完了後、国土交通省(国土交通省からの委託を受託した者を含む。)より補助事業実施、効果等に係る調査を行う場合には、当該調査に全面的に協力します。

令和 年 月 日

住 所

氏名及び名称



## 宣誓書

当社は、令和3年度事故防止対策支援推進事業(運行管理の高度化に対する支援に限る)に係る申請において、以下について相違ないことを宣誓いたします。

- 国が交付する他の補助金(国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。以下同じ。)を受けていないこと及び当該補助金の交付を受ける場合には、国が交付する他の補助金を受けません。
- 「旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針」(平成18年9月19日国土交通省告示第1087号)または「貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針」(平成18年9月19日国土交通省告示第1090号)に基づく安全マネジメントを実施し、輸送の安全性の向上に努めています。(申請者がリース事業者の場合、貸渡し先運送事業者が実施)
- 補助対象機器について、貸渡し先運送事業者との間で取得より5年間のリース契約を締結、もしくはリース契約期間が5年間に満たない場合は、当初の契約期間満了後も取得より5年を満たすまでの間、引き続き契約を締結します。
- 申請する日から過去3年の間において、行政処分(道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法のいずれかに基づくもの。ただし、警告及び勧告は含まない。)を受けていません。
- 本申請の補助対象機器(車載器)を設置した自動車は、過去に取得し、本補助対象事業の交付を受けた機器(支援を受けようとする機器と同一種類のものに限る。)が設置されている、または設置されていた自動車ではありません。
- 提出した実施要領別紙3のとおり機器を購入・設置し、補助事業が完了しています。
- 補助対象機器の車両への取付方法及び補助対象機器が取り付けられた車両が道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に定める基準に適合しています。
- 補助事業完了後、国土交通省(国土交通省からの委託を受託した者を含む。)より補助事業実施、効果等に係る調査を行う場合には、当該調査に全面的に協力します。

令和 年 月 日

住所

氏名及び名称